

新型コロナウイルス感染防止を踏まえたイベント開催のガイドライン

令和3年3月1日修正

※ 状況に応じ更新予定

1 はじめに（作成の趣旨等）

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「静岡県実施方針」を踏まえ、裾野市新型コロナウイルス感染症対策本部において、裾野市内で催しが予想される各種イベント等の開催に向けたガイドライン（判断基準）として作成し、市が主催する各種イベントのみならず、市民等が計画する地域のイベント等も対象としております。また、判断指標となる内容に合わせ、新型コロナウイルス感染拡大の予防対策を実施する上で参考となる基本的事項についても、整理をしております。

本ガイドラインの内容構成等は、主に「静岡県イベント開催における感染防止方針」に合わせ、開催するイベントの形態に応じて「コンサート等」、「展示会・集会等」、「スポーツ競技（大会）等」、「お祭り等」の4つの区分（場面分け）をし、開催に当たっての規模・場所・参加対象者等イベントの特性や感染防止策の特徴を踏まえ、イベントの開催等に関する判断基準となるものを作成しています。

また、感染防止に関する内容も、イベント区分に応ずる感染防止策の特徴的な内容に加えて、「静岡県イベント開催におけるチェックリスト（主催者用）」等から一般的な感染防止に関する要旨を記載するとともに、「接触確認アプリ（COCOA）」や、開催場所や内容等の特性に応じて業種ごとに策定される「業種別ガイドライン」についても、参照する必要があるため、その趣旨・現状等について記載しています。

本ガイドラインは、開催に向けた各種イベント等の一般的な判断基準のほか、政府・静岡県等が策定している各種資料の索引的な資料として、活用してください。

なお、本ガイドラインによりイベント等の開催を判断するためには、新型コロナウイルスの感染状況等が悪化しないことが前提であるものと考えます。したがって、本ガイドラインの適用に当たっては、特に、政府の「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」のステージが「Ⅲ」以下であり、また、県実施方針の「ふじのくに基準」を鑑みて、警戒レベルが「4」以下の状況の下で適用することが適当なものとして判断します。（但し、政府及び県が示す当時の対処方針等により変化します。）

【政府の「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」】

	医療提供体制等の負荷		②療養者数 ^{注4}	③PCR陽性率	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合 ^{注3}				④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢの指標	<ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上 <small>※最大確保病床とは、都道府県がピーク時に向けて確保しようとしている病床数をいう。現時点の確保病床数とは、現時点において都道府県が医療機関と調整を行い、確保している病床数であり、直ちに追加確保できる見込みがある場合はその病床数も追加して確認する。</small>	<ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上 	人口10万人当たりの全療養者数15人以上 <small>※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数</small>	10%	15人/10万人/週以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%
ステージⅣの指標	<ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 1/2以上 	<ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 1/2以上 	人口10万人当たりの全療養者数25人以上 <small>※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数</small>	10%	25人/10万人/週以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%

注1 日々の入手可能性を踏まえつつ、発症日での検診結果も考慮する。
注2 大都市圏については、医療提供体制の負荷を見るための指標として救急搬送困難事例、監視体制をみるための指標として発症から診断までの日数についても参考指標として確認する。また、補助指標としてECMO装着数、人工呼吸器装着数（ECMO除く）、60歳以上新規報告数も参考とする。
注3 「①病床のひっ迫具合」の指標の総合的な判断にあたっては、直近の感染スピード等を勘案する必要がある。その速度が速く、この指標を満たした場合には少なくとも対策が必要となるものである。こうしたことも踏まえて、目安に満たない段階から、早めの対応を行うことが望ましい。一方で、継続的な感染の拡大が見られない時など、その速度の状況によっては、病床の占有率のみで判断をせず、特に総合的に判断することが望ましい。
注4 医療提供体制や公衆衛生体制のひっ迫具合については、入院患者のほか、ホテル等における宿泊療養や自宅療養も含めた全体の療養者数も影響することから指標として設定。

【静岡県「ふじのくに基準」に基づく「6段階の警戒レベル」と行動制限】

「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」(新型コロナウイルス感染症対策) (令和2年11月)									
レベル	本県の警戒レベル			国警戒ステージ	基本的行動内容				
	県内	県外	国外		県内評価	県内移動に関する行動制限	県外評価	県境を跨ぐ移動に関する行動制限	国際評価
6	【都市封鎖級】			IV	感染まん延期 後期	外出禁止や休業の要請など	感染移行期 以上	禁止の要請など	多数又は多数の国・地域において感染が拡がっている
5	【特別警戒】			III	感染まん延期 中期	県内の感染状況を踏まえた不要不急の外出自粛や営業時間短縮の要請を含む必要な行動制限など	(感染状況が厳しい地域の値を算定)	自粛の要請など	
4	【警戒】	【警戒】	外は警戒以上	II相当	感染まん延期 前期	施設での感染防止対策を徹底 感染リスクの高い行為を回避 必要に応じて訪問自粛などの行動制限		県内者の県外への移動及び県外者の県内への移動については対象地域に応じて行動制限・注意を要請(注1)	
					感染移行期 後期				
3	【注意】 【一部警戒】	【注意】		I相当	感染移行期 前期	3密の回避を含む「新しい生活様式」の徹底			
					感染限定期				
2	【ほぼ日常】	【注意】			感染休止期	3密を極力回避。基本的な感染対策(注2)の励行など「新しい生活様式」を心がける。感染弱者へ配慮			
					感染休止期	3密をできる限り回避。基本的な感染対策(注2)の励行。感染弱者へ配慮			
1	【ほぼ日常】	【ほぼ日常】			感染休止期	3密をできる限り回避。基本的な感染対策(注2)の励行。感染弱者へ配慮	感染休止期	県境を越える移動可。ただし、感染者の多い地域への移動/同地域からの移入は注意	
1 0-1	【日常】	【日常】 (出入国制限あり)	【注意】		感染終息	県内に関する行動制限無し	国内の全域が感染終息	国内に関する行動制限無し 国外との行動制限が一部有り	
		【日常】	【日常】		感染終息	国内・国外のどことの関係でも行動制限無し		国内・国外のどことの関係でも行動制限無し	

(注1) 県が更新・発表する地域の感染状況に応じた県境を跨ぐ移動制限区分に応じて判断
 (注2) 基本的感染対策：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど
 (注3) 感染レベル低位の対策は、より高位のレベルでの対策に含まれる
 ※ 県内評価の変更点(令和2年11月)：国の新型コロナウイルス感染症対策分科会(令和2年8月7日)で示された国警戒ステージ等を踏まえ、感染まん延期を、「前期」・「中期」・「後期」の3段階に分けた。